

## 対象事業所等

区分	事業種別
入所施設等	障害者支援施設、共同生活援助、療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練
通所事業所等	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）
地域生活支援事業 入所施設等	福祉ホーム
地域生活支援事業 通所事業所等	精神障害者地域活動支援、デイサービス型地域活動支援、作業所型地域活動支援、日中一時受入（あいち診療所滝の水「憩いの学校」に限る）
訪問事業所等	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、移動支援、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

※介護区分と障害福祉区分の両方のサービスを一体的に実施する事業所等である場合、同一のスペースにおいて複数のサービスを一体的に実施する事業所等である場合は、一の事業所等として扱う。